

循環型社会形成推進交付金制度に関する要望

要望の要旨

循環型社会形成推進交付金制度について、建設トン単価上限値が実勢価格に近い水準となるよう、制度の見直しを要望します。

要望の理由

本市が構成市町となっている石巻地区広域行政事務組合では現在、新ごみ処理施設整備に向け検討委員会を立ち上げ検討を進めているところですが、組織市町の財政が厳しい中、建設費の急激な高騰が大きな課題となっています。

令和8年度現在の交付金制度においては、環境省通知により建設トン単価上限値が定められており、100トン以上150トン未満で1億1千5百万円となっていますが、実際の建設トン単価は令和7年度その他施設事例等では2億円を超えるような状況となっています。そのため、建設費の半分程度しか交付対象経費とならず、交付金の交付率も1／3といながら実質は1／6程度となっています。

また、別の環境省通知においては、施設整備規模の算定基礎となる1人1日平均排出量についても、上限値が設定されており、ごみの有料化を実施した場合には上限値を適用しない取り扱いとなっています。

しかし、現行の建設トン単価上限値が現状と乖離しすぎているため、ごみの有料化の実施有無にかかわらず、交付金額が変わらないという状況となっており、本来通知で意図されるごみ有料化推進へのインセンティブが無い状況となっています。

このような状況などから、自治体の財政負担が非常に大きく、施設整備計画に多大な影響を及ぼすこととなり、適正なごみ処理行政に支障をきたすことが懸念されます。

現に建設費の高騰により計画の白紙撤回や見直しが全国的に発生しています。

ごみ処理は住民生活に直結する非常に重要な施設であり、無くてはならないものであることから、自治体が持続可能なごみ処理を行えるような交付金制度（環境省における予算の確保も含む）とすることを強く要望します。